

債権差押命令

当事者 別紙当事者目録記載のとおり
請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

- 1 債権者の申立てにより、上記請求債権の弁済に充てるため、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権を差し押さえる。
- 2 債務者は、前項により差し押さえられた債権について、取立てその他の処分をしてはならない。
- 3 第三債務者は、第1項により差し押さえられた債権について、債務者に対し、弁済をしてはならない。

平成28年8月5日

東京地方裁判所民事第21部

裁判官 片山 信

これは副本である。

平成28年8月5日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 齊藤 洋哉



(民事執行法155条1項)

金銭債権を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

当事者目録

〒151-0053 東京都渋谷区代々木一丁目58番5号
PAG 債権回収株式会社 (旧商号セキュアード・キャピタル債権回
収株式会社) 承継人
債権者 株式会社 REALM INC.
代表者代表取締役 野口 真紀

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目4番地 四谷駅前ビル5階
あると法律経済総合事務所 (送達場所)
電 話 03 (6383) 1707
FAX 03 (6383) 1708
債権者代理人弁護士 服 部 和 俊
同 齋 藤 祐 介

〒151-0053 東京都渋谷区代々木一丁目35番2号
債務者 アイ・キャピタル・エステート株式会社
代表者代表取締役 橋本 篤幸

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町一丁目21番1号
第三債務者 株式会社モンテローザ
代表者代表取締役 大神 輝博